

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業 入札説明書等に関する質問回答（第二次）【先行公表分】

No.	書類名	別紙	頁	項目番号						項目	質問内容	回答
				第	章	節	号	大	中			
1	入札説明書		9	3	1	(1)	ア			共通の資格要件	グループの構成員・協力企業は、FA業務、SPC経理業務、PM業務等を行う企業も含め、全ての企業が横浜市入札参加資格を有している必要がありますでしょうか。ご教示ください。 (入札参加資格確認に関わる内容ですので可及的速やかにご回答願います)	構成員又は協力会社として参加する場合は、本市の入札参加資格を有している必要があります。 詳細については、平成21年9月4日に公表しました「入札参加者の入札参加資格要件について」をご覧ください。
2	入札説明書		9	3	1	(1)	イ			建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者	8月21日質問回答No.14において、「建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者は、協力企業となります。再委託は認められません。」とありますが、これらの業務はSPCとの直接契約を求められておられるのでしょうか。その場合、業務責任者(館長)の業務担当企業が上記4業務の担当企業と異なる時は、館長業務担当企業からの再委託でなければ、契約の建て付け上、上記4業務担当企業が館長の指揮命令システムに入ることが困難になります。なお、具体的な企業名の明示をお求めであれば、応募グループに上記4業務担当企業が構成員・協力企業とは別の位置づけで加わり、企業名を明示するといった方法もあるかと思しますので、再委託をご再考いただけませんかでしょうか。	建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者を入札参加者の構成に含めた趣旨は、本施設的设计・建設にあたっては、当該各業務が重要との認識に立つものです。また、建設業務との関係については、SPCが調整機能を果たすことが、PFI本来の考え方で認識しております。 なお、設計又は建設業務にあたる者が、建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の設置各業務にあたる者と同等の能力・実績等を有しているのであれば、建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者として参加することを妨げるものではなく、当該各業務の一部を再委託又は下請負契約することを妨げるものでもありません。 また、区民文化センター管理運営・事業実施業務のうち、舞台設備等保守管理業務(舞台機構、舞台照明及び舞台音響)については、再委託が可能です。
3	入札説明書		9	3	1	(1)	イ			建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者	8月21日質問回答No.14において、「建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者は、協力企業となります。再委託は認められません。」とありますが、これらの業務はSPCとの直接契約を求められておられるのでしょうか。その場合、施工段階において、工事請負契約を建設、建築音響、舞台機構、舞台照明、舞台音響の少なくとも5つに切り分けて発注することになり、建設企業からの下請負契約とする場合に比べ、指揮命令システム面や、共通仮設等の費用の面からも、メリットが少ないものと考えます。なお、具体的な企業名の明示をお求めであれば、応募グループに上記4業務担当企業が構成員・協力企業とは別の位置づけで加わり、企業名を明示するといった方法もあるかと思しますので、再委託をご再考いただけませんかでしょうか。	質問 2を参照してください。
4	入札説明書		9	3	1	(1)	イ			建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者	『ただし、建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者は、設計又は建設業務にあたる構成員が直接実施する場合を除き、協力会社として位置づけるものとし、構成員になることはできないものとする。』とありますが、建設業務担当の企業が直接行う場合、その下請として建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務を行うことは可能でしょうか。	質問 2を参照してください。
5	入札説明書		9	3	1	(1)	イ			建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者	2009年8月21日付質問回答(第一次)No.14に、「建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者は、協力会社となります。再委託は認められません。」とのご回答があります。 一方、入札説明書p.9には「ただし、建築音響、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各業務にあたる者は、設計又は建設業務にあたる構成員が直接実施する場合を除き、～～とする。」とあり、「設計又は建設業務にあたる構成員が直接実施し、下請負として建築音響等の企業に発注するケース」をお認め頂いており、今後も入札説明書の規定で良い、との理解しておりますが、念のため、その旨確認させて下さい。  なお、万が一、この質問回答結果を以って、「設計又は建設業務にあたる構成員が直接実施し、下請負として建築音響等の企業に発注するケース」をお認め頂けない場合、建築音響等の企業を協力企業として必ず登録する必要が生じ、9/25(金)の回答結果公表では入札参加資格申請締切に明らかに間に合わなくなってしまいます。 つきましては、本質問の回答結果だけでなく、可及的速やかにご回答頂きますよう、お願い申し上げます。	質問 2を参照してください。